

演習問題

「得点できたかどうか」「○か×か」ではなく、問題文を読んだ時に、「その関連の知識が、頭の中にどう収納されているのか、フォーカスポイントはどこか」を簡単に余白に描き出してみてください

[No.7] 耐火・防火に関する性能等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 耐火建築物の要件としては、「主要構造部に関する基準」及び「外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に関する基準」に適合することが求められている。
2. 「建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 20 分間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること」は、外壁の「準防火性能」に関する技術的基準の一つである。
3. 「建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 30 分間当該加熱面以外の面に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものであること」は、屋根の「準耐火性能」に関する技術的基準の一つである。
4. 耐火性能検証法は、屋内において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に主要構造部が構造耐力上支障のある損傷を生じないものであること、建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に耐力壁である外壁が構造耐力上支障のある損傷を生じないものであること等を確認する方法である。

[No.14] 次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、自動式のスプリンクラー設備等は設けられていないものとする。

1. 「階段室等の堅穴部分の区画」に用いた防火設備は、常時閉鎖又は作動をした状態にあるもの以外のものにあつては、火災により煙が発生した場合及び火災により温度が急激に上昇した場合のいずれの場合にも、自動的に閉鎖又は作動する構造としなければならない。
2. 防火地域及び準防火地域以外の区域内における、延べ面積 1,800 m²、耐火建築物及び準耐火建築物以外の木造の地上 2 階建ての図書館については、床面積の合計 1,000 m²以内ごとに防火上有効な構造の防火壁又は防火床によって有効に区画しなければならない。
3. 15 階建の事務所（主要構造部を耐火構造としたもの）の 15 階の部分で、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ったものは、一定の場合を除き、床面積 500 m²以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画しなければならない。
4. 延べ面積 1,200 m²、木造、地上 2 階建ての小学校において、必要とされる防火壁に設ける開口部の幅及び高さは、それぞれ 2.5m 以下とし、かつ、これに特定防火設備で所定の構造であるものを設けなければならない。

R02 第2回ウラ模試 法規 No.7 (正答率 57%)

[No.7] 解説 正答—3

1. 「法 2 条第九号の二」に「耐火建築物」の解説が載っており、そこを訳すと「耐火建築物」=「主要構造部を耐火構造（または、政令基準に適合する主要構造部）」+「外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火設備」とわかる。よって正しい。
2. 「法 23 条」, 「令 109 条の 9」に「準防火性能」の解説が載っており、そこに「①.非損傷性」(一号), 「②.遮熱性」(二号) が規定されている。問題文は「遮熱性」についての記述であるため、「二号」をチェックすると、外壁の準防火性能として、「建築物の周囲において発生する通常の火災による加熱が加えられた場合に加熱開始後 20 分間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る.）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しない必要がある。」とわかる。よって正しい。
3. 「法 2 条第七号の 2」, 「令 107 条の 2」に「準耐火構造に要求される準耐火性能」の解説が載っており、そこに「①.非損傷性」(一号), 「②.遮熱性」(二号), 「③.遮炎性」(三号) が規定されている。この場合の「③.遮炎性」は「屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、建物の外に火炎をださないこと.」をいう。問題文は「建築物の周囲において発生する通常の火災」とあるため誤り。
4. 「法 2 条第九号の 2 イ(2)」, 「令 108 条の 3 第一号」より、「耐火性能検証法は、「屋内において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に、主要構造部が構造耐力上支障のある損傷を生じないものであること」、「周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、耐力壁である外壁が構造耐力上支障のある損傷を生じないものであること」等を確かめる方法」とわかる。よって正しい。

R02 第2回ウラ模試 法規 No.14 (正答率 56%)

[No.14] 解説 正答—1

※解説内容は、現行法の条番号に修正

1. 「令 112 条 19 項」に「防火区画で用いる特定防火設備・防火設備の構造」について載っており、その「一号」に「面積区画・高層区画」の場合、「二号」に「竪穴区画、異種用途区画」の場合の防火設備の構造を規定している。その「二号ロ」より「竪穴区画で用いる防火設備は、遮煙性能を有し、かつ、随時閉鎖の場合は、火災により煙が発生した場合に自動閉鎖又は作動する構造（通称：煙感知）としなければならない。」とわかる。問題文には、「温度が急激に上昇した場合（熱感知）」が含まれているため誤り。
2. 「法 26 条」に「防火壁」について載っており、「延べ面積が 1,000 m²を超える建物は、1,000 m²以内ごとに防火壁又は防火床で区画しなければならない。」とわかる。よって正しい。
尚、「耐火建築物、準耐火建築物の場合の防火区画」については「令 112 条」に規定されており、それ以外の建物の防火区画については、この防火壁区画の規定を受ける。そのため、「法 26 条第一号」において、耐火・準耐火建築物は防火壁区画規定の適用除外となっている。
3. 「令 112 条 7 項」に「高層区画」の解説が載っており、その次にある「8 項」, 「9 項」に「内装による緩和措置」の規定がある。問題文には、「仕上げ・下地共に不燃材料」とあるため、「令 112 条 9 項」より、「床面積の合計 500 m²以内ごとに防火区画するには、耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画しなければならない。」とわかる（通称：不燃 500 m²緩和）。よって正しい。
4. 「法 26 条」, 「令 113 条第四号」より、「木造等の建築物の防火壁は、防火壁に設ける開口部の幅及び高さは、それぞれ 2.5m 以下とし、かつ、これに特定防火設備で所定の構造（令 112 条 19 項第一号に規定する構造）であるものを設けること.」とわかる。よって正しい。